

パブリックコメント用

長野市地域防災計画（案）

長野市水防計画（案）

概要版

令和4年度修正

長野市防災会議

計画策定の経緯と背景

長野市地域防災計画は、昭和43年に策定されて以来、災害環境の変化や社会の状況に対応して、随時修正を行っています。

令和4年度の修正に当たっては、令和3年に実施した防災アセスメントによる地震被害想定等の再評価、令和元年東日本台風災害による検証報告書等の課題等を踏まえた見直しを行いました。

一方、近年の大規模水害等を教訓に、災害対策基本法等の防災関係法令の改正が行われ、国の防災基本計画・長野県地域防災計画においても、防災対策が見直されています。さらに、東海地震対策については、これを包括した南海トラフ地震対策に変更されており、これらとの整合を図りました。

なお、長野市水防計画については、地域防災計画に併せて修正のほか、経年変化を反映した見直しを行っております。

地域防災計画とは

長野市地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び長野市防災会議条例第2条の規定に基づいて、長野市防災会議が策定するものです。

この計画は、防災に関する機関がその全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としています。

また、自助・共助・公助の役割分担と連携により、災害対策に取り組むことが定められています。

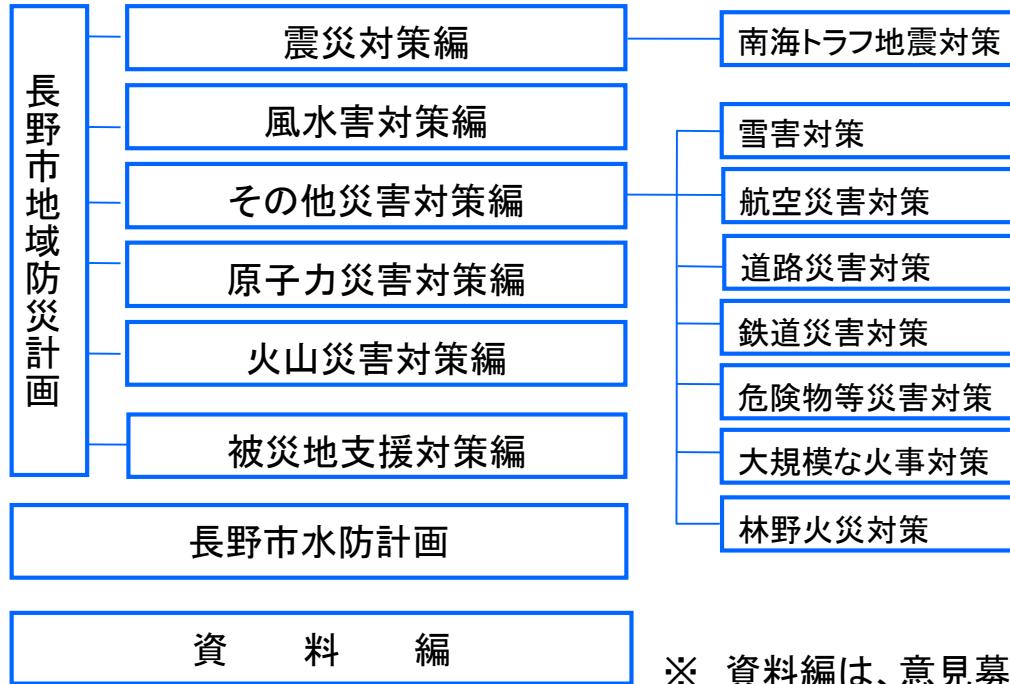
■「長野市防災会議」とは

地域防災計画の策定及びその実施を推進するため、また市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるために、長野市防災会議条例に基づき設置される。

防災会議は、市長を会長として、国、県、市、自衛隊、公共機関、自主防災組織等の代表や学識経験者など、市長が委嘱任命したメンバーで構成されている。

計画の構成

長野市地域防災計画は、災害の種類などを考慮して6つの編で構成しています。加えて、長野市水防計画、地域防災計画・水防計画の資料編があります。



※ 資料編は、意見募集の対象外です。

地域防災計画の災害種別ごとの各編において、第1章総則(災害想定含む)、第2章災害予防計画、第3章災害応急対策計画、第4章災害復旧計画を示しています。
なお、共通する項目別計画は、震災対策編に準じています。

防災の基本理念及び施策の概要

計画内記載ページ 震-3

長野市地域防災計画では、防災ビジョンとして3つの視点から基本理念を定め、地域特性等を踏まえて、防災の7つの重点項目（施策概要）を定めています。

防災ビジョン

1 防災のための都市づくり

災害による被害を最小限とするため、防災空間・防災拠点・防災情報通信機能の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い土地利用、交通・ライフライン・河川施設の整備等を進め、都市基盤の充実・強化を図る。

2 防災のためのひとづくり

市民一人ひとりが自分や家族等の命を守るために方法や手段を知り、自立と助け合いの精神を持って、災害時の行動がとれることを目指す。市及び防災関係機関等は防災対策の役割と責務を理解し、防災意識を高め、災害時の対応力を向上させる。

3 防災のための仕組みづくり

災害に対する備えと災害時の円滑な防災活動等を実行するため、自主防災組織の活動支援や育成強化を図る。市及び防災関係機関等は、市民と連携した組織的な活動ができる体制を確立し防災体制の強化に努める。

重点項目

1 減災に重点をおいた対策の推進

「災害に伴う死者ゼロ」を最重視した対策推進

2 情報の収集・伝達・発信体制の整備

災害情報等の収集・伝達・発信体制の強化

3 自助、互助・共助による被害の軽減

住民、地域の力による防災対策の支援

4 中山間地域の防災対策の充実

中山間地域における防災対策の強化

5 要配慮者に対する支援の充実

高齢者、障害者等の要配慮者支援の充実

6 観光都市としての対策の充実

観光客、帰宅困難観光客の防災対策の充実

7 男女共同参画の視点を反映させた対策の推進

女性の視点、性別・世代等を超えた様々なニーズに対応

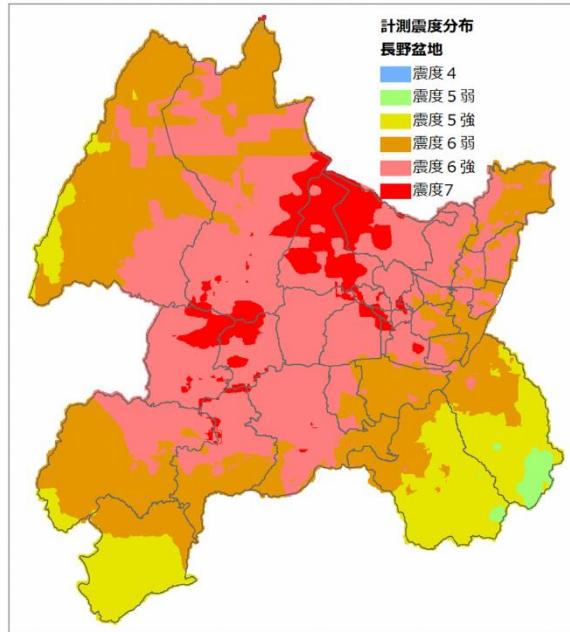
災害の危険性（被害想定に基づく計画策定）

◆地震の想定

計画内記載ページ 震-16

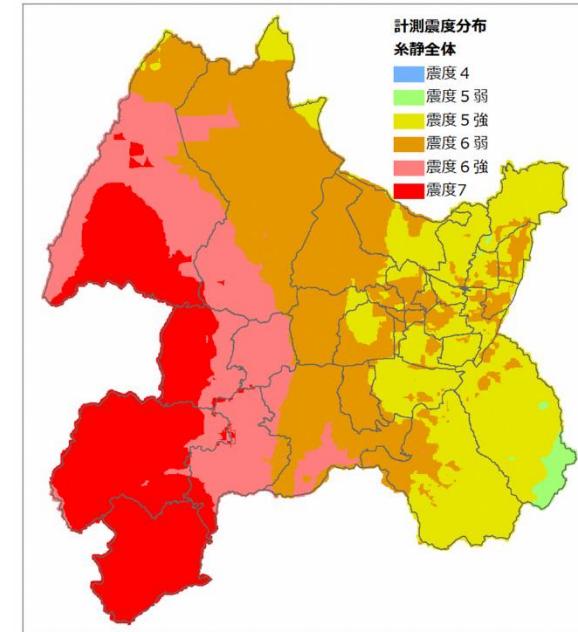
防災計画の前提条件とする想定地震は、1847年に善光寺地震を引き起こした長野盆地西縁断層帯と糸魚川-静岡構造線断層帯です。

〈長野盆地西縁断層帯の地震〉



断層に近い市の中でも震度6強から震度7の強い揺れ、若穂、松代、大岡の南部などの一部を除き、市域の大部分が震度6強以上の揺れ。

〈糸魚川-静岡構造線断層帯(全体)〉



断層に近い市西部の大岡、鬼無里、信州新町、中条の広い範囲で震度7、市域の西側半分が震度6以上の揺れ。

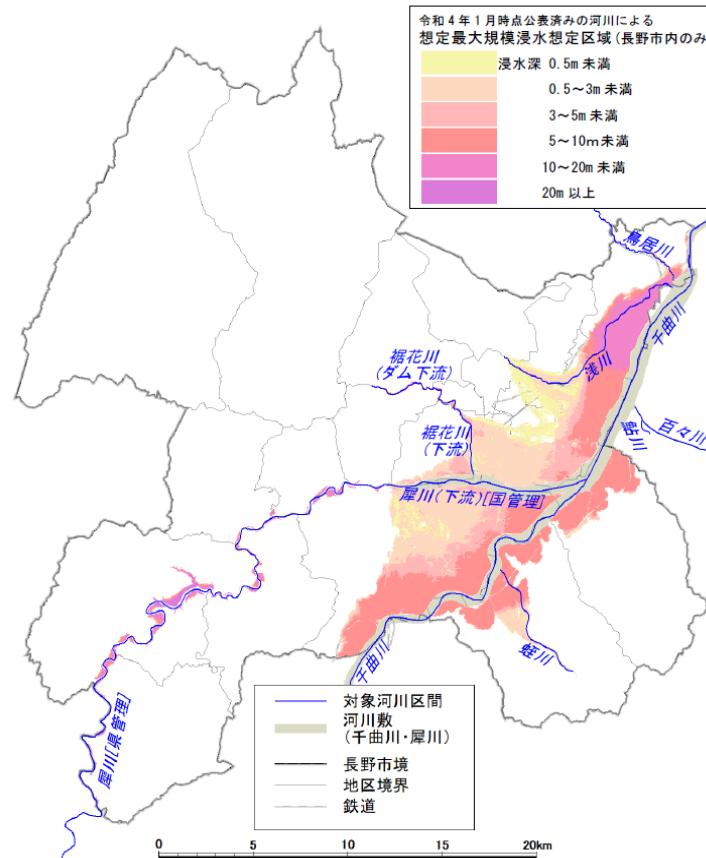
H28アセスメントと比較して、新しい建物への建替え等により、建物全半壊1万棟の減、死傷者3千人の減となっています。

◆風水害の想定

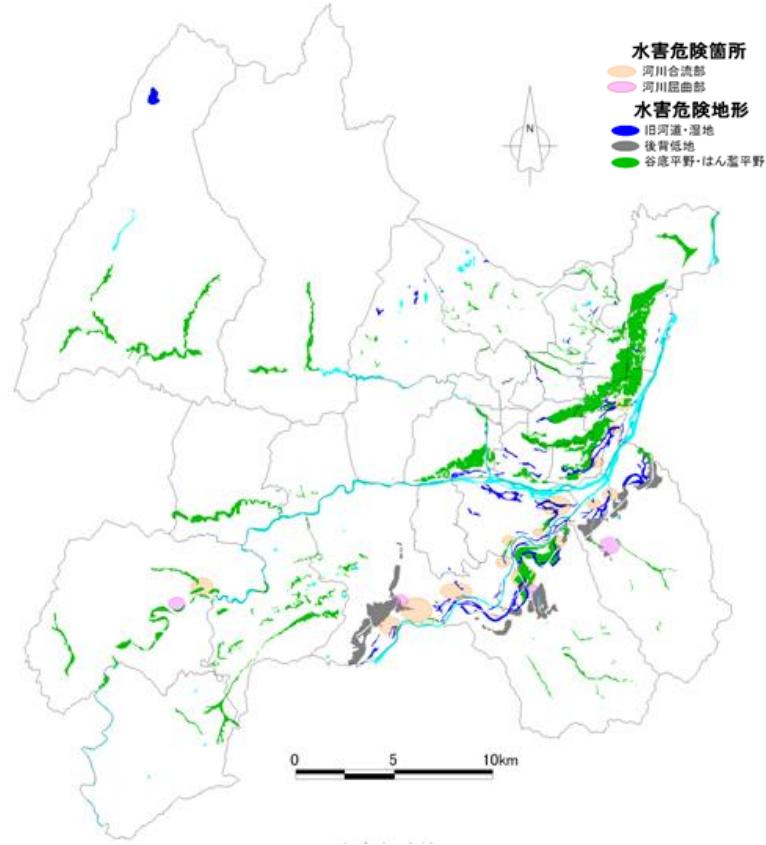
計画内記載ページ 風-2

1000年に1回程度の大雨(最大規模)で千曲川・犀川、裾花川、浅川等が氾濫した場合、市内で約13万7千棟の建物が浸水するおそれがあります。

また、後背湿地、谷底平野・はん濫平野などでは、浸水する内水氾濫の危険性があります。



〈想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域
(全河川を併せて表示)〉



〈水害危険性評価(内水氾濫)〉

第2章災害予防計画【第1節 災害に強いまちづくり】

◆地域の防災力強化

計画内記載ページ 震-77

市は、自主防災組織・住民自治協議会活動の実態や課題の把握、組織づくりの促進、地域への出前講座、住民の研修等への参加促進等により、地域の防災力の向上を図ります。

また、国の「地区防災計画作成ガイドライン」や地区の取組みなどを自主防災組織等に紹介し、地区防災計画の策定を促進します。

■「地区防災計画」とは

災害対策基本法に基づき、市内の一定の地区的住民や事業者が自発的な防災活動について定める計画で、地区の提案により地域防災計画に位置付けることができる。

◆風水害対策の強化

計画内記載ページ 風-11

市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに対し、ハザードマップやマイ・タイムライン（防災行動計画）、コミュニティ・タイムラインの作成支援、タイムラインを踏まえた防災訓練の実施とその検証及び見直し等を推進し、洪水や土砂災害からの逃げ遅れを防止します。

また、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成等を促進します。

■「タイムライン」とは

「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画で、行政、企業、住民等がタイムラインを共有しておくことで、災害時に自主的、協調的な対応を可能にするもの。

第2章災害予防計画【第2節 情報の収集・連絡体制】

◆災害情報の収集・連絡体制の整備 計画内記載ページ 震-22

市は、Jアラート(全国瞬時警報システム)やLアラート(災害情報共有システム)と連携している総合防災情報システムを活用し、情報収集の迅速化、災害現場や避難場所との情報共有、防災情報ポータル、長野市防災ナビ(アプリ)及び防災メール配信サービスによる住民への情報伝達を強化します。

◆多様な広報手段の導入検討 計画内記載ページ 震-54

市は、災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報をリアルタイムで住民等に提供するため、多種多様なメディアによる情報連絡、広報を検討し、整備を行います。

■検討、整備などの内容

- FMぜんこうじ、チャンネルINC、長野市有線放送、NHK、民社4社等による緊急広報の検討
- Jアラート、Lアラート、防災メール、防災アプリ、緊急速報メール、長野市ホームページ・SNS、LINE等での災害情報の周知
- 放送要請の実施要領の検討
- 県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会との体制の整備・確認
- 住民への安否確認情報の手段の周知
- 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の住民への周知

第3章災害応急対策計画【第2節 災害時の防災体制①】

◆災害対策本部の設置

計画内記載ページ 震-93

大規模災害が発生したときには、市長を本部長とした災害対策本部を設置し、応急活動体制を確立します。

災害対策本部の設置までに至らないような小規模災害や警戒が必要な場合は、災害警戒本部を設置します。

■災害対策本部の設置基準

- 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市内に甚大な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
- 市の広範囲に災害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
- その他市長が必要と認めるとき

■災害警戒本部の設置基準

- 市域に震度4の地震が発生し、公共施設等の被害状況を調査する必要があるとき
- 市内に局地的な被害が発生したとき、若しくは発生することが予想されるとき
- その他危機管理防災監が必要と認めるとき

◆現地災害対策本部の設置

計画内記載ページ 震-95

災害現地で指揮をとる必要がある場合は、支所又は現場近くの公共施設に現地災害対策本部を設置し指揮をとります。

第3章災害応急対策計画【第2節 災害時の防災体制②】

◆専門チームの設置

計画内記載ページ 震-94、103

検証報告書で課題として挙げられた項目に対する改善策として、部局横断的に業務ごとの専門チームを設置し、迅速な災害対応に繋げます。

チーム名	主たる担当班	構成員	主な業務
避難所開設チーム	教育部総務班	○総務部:本部班 ○財政部:市民税班、資産税班、収納班 ○文化スポーツ振興部:文化芸術班、スポーツ班 ○教育部:総務班、家庭地域学びの班、文化財班	避難所開設マニュアルのとおり
避難所運営チーム	教育部総務班	○総務部:本部班 ○教育部:総務班 ○文化スポーツ振興部:スポーツ班 ※関係する各班や関係団体が柔軟に参画できるものとする。 ※避難所運営に従事する市職員(運営職員)は、原則として全庁的に職員を動員し、配備する。	避難所運営マニュアルのとおり
物的支援チーム	保健福祉部介護保険班	○総務部:本部班、管財班 ○企画政策部:秘書班 ○保健福祉部:生活支援班、介護保険班	長野市受援計画に基づく物的支援に関すること ・物資のニーズ把握 ・物資の確保(県、協定事業者) ・支援自治体・団体等との調整 ・支援物資の受入れ、整理及び配送(物流事業者との調整)等
人的支援チーム	企画政策部企画班	○総務部:本部班、職員班 ○企画政策部:秘書班、企画班 ※このほか、各班に受援調整の窓口担当者を配置する。	長野市受援計画に基づく人的支援に関すること (主な業務は人的支援運営マニュアルのとおり)

※専門チームの例示は以上のとおりだが、必要に応じてその他各班を構成員に含める。さらに、支援体制を整えるため、災害の状況に応じて新たに専門チームを構成し、設置を行う。

第3章災害応急対策計画【第3節 広域相互応援活動】

大規模災害が発生し、本市のみの力では対応できないときは、県、自衛隊、消防機関、他市町村、その他の災害時応援協定締結団体などの関係機関に応援や協力を要請します。

◆受援計画に基づく応援の受け入れ

計画内記載ページ 震-111

市は、大規模災害を想定した「長野市受援計画」(令和3年3月)を策定しました。この計画に基づき、市(人的支援チーム)は、連絡窓口・担当者の指定、応援隊の進出拠点の確保等、他市町村の 応援隊の受け入れ体制を整えます。
なお、消防、上下水道は、別に定められた応援・受援体制で支援を受入れます。

◆受援の調整

計画内記載ページ 震-111

市(人的支援チーム)は、県及び他市町村の応援、民間等の協力並びに自衛隊の災害派遣など、多数の団体から様々な応援及び協力を受け入れ、効率的に応援活動が展開されるよう、応援団体との情報共有、調整会議の開催、応援車両の通行規制除外措置の要請などを行います。

第3章災害応急対策計画【第6節 救助・救急・医療活動】

◆救助・救急活動

計画内記載ページ 震-119

市消防局は、警察、医療機関等と連携して、救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めます。自主防災組織、住民は、倒壊家屋等の下敷きになっている人を発見したときは、市へ通報するとともに、近隣住民、事業所等と協力して、救出・救護活動に努めます。救助した傷病者は、救急車で救護所や病院に搬送しますが、多数の傷病者が発生した場合は、市民にも救助・救護活動等の協力を求めます。

◆応急救護所の設置

計画内記載ページ 震-120

市では、地域の傷病者の救護活動のため、医師会、歯科医師会、薬剤医師会と連携して、応急救護所を設置して、傷病者のトリアージ、応急手当などを行います。

なお、対応が困難な場合は、県、日本赤十字社長野県支部等に医療救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請します。

■「トリアージ」とは

多数の傷病者が同時に発生したときに、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために、傷病者の治療優先順位を決定するもの。

◆被災者への医療活動

計画内記載ページ 震-121

避難生活が長期化する場合には、被災者の健康を確保するために、避難所に医療救護所を設置します。

第3章災害応急対策計画【第7節 消防・水防活動】

計画内記載ページ 震-122

◆消火活動

市消防局は、消防団や地域住民等と連携して、効果的な消火活動を行います。しかし、大規模災害が発生したときは、複数箇所で火災が同時に発生することが予測されます。市だけでは対処できない場合は、県内の消防機関、緊急消防援助隊などの応援を要請します。

◆初期消火

住民等は、地震が発生した場合、使用中の火気器具等の使用を直ちに止め、火から離れ、揺れが収まった後に、火災発生の防止に努めてください。火災が発生した場合は、消火器などを用いて、積極的な初期消火活動を行い、火災を大きくしないことが重要です。

◆通電火災の防止

住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火を防止することも重要です。

◆水防活動

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、市、警察、その他関係機関に通報することとなっています。

第3章災害応急対策計画【第8節 要配慮者の支援】

◆避難所での支援

計画内記載ページ 震-124

市は、各避難所の、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（「要配慮者」といいます）の状況を把握します。また、避難所での生活を支援するために、次のような支援を行います。

■避難所での支援例

- 避難施設の整備(段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置、専用スペースの割り当て)
- 物資の確保及び提供(車椅子等の補装具、介護用品、介護機器等)
- 要配慮者に対する相談体制の確保(保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話通訳者等)
- わかりやすい掲示板等の設置

◆避難行動要支援者への避難支援及び安否確認

計画内記載ページ 震-124

市は、長野市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、住民自治協議会、自主防災組織、民生委員、消防団、警察等関係者と協力し、あらかじめ作成・共有した避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者の個別避難計画「わたしの避難計画」を活用して自力での避難が困難な高齢者、障害者等（「避難行動要支援者」といいます。）の避難支援並びに安否確認を行います。

◆福祉避難所・福祉仮設住宅

計画内記載ページ 震-126

市は、避難所での生活が困難な要配慮者を支援するために、必要に応じて、社会福祉施設等に福祉避難所を開設します。

また、グループホーム型の応急仮設住宅（「福祉仮設住宅」といいます。）を設置して、必要な生活支援を実施します。

第3章災害応急対策計画【第11節 避難活動①】

◆避難の基本(地震) 計画内記載ページ 震ー133

地震後に自宅被災、延焼火災等で危険な場合は、自主防災組織等の誘導により一時集合場所又は指定緊急避難場所に避難します。自宅で居住できない場合は、市指定避難所やその他安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館で避難生活を行います。

◆避難の基本(風水害) 計画内記載ページ 風ー47

台風接近等の場合は、時間的余裕をもって、市から災害への注意を呼びかけ、住民は、自主判断により、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所(自主避難所)等に避難します。

警戒レベル3では高齢者等、警戒レベル4では危険区域の住民全員が指定避難所、安全な親戚・知人宅、各自が確保したホテル・旅館、地区で自主的に開設した避難所(自主避難所)等に避難します。

警戒レベル5では、その時点である場所よりも相対的に安全である場所(自宅の上の階・崖から離れた部屋)へ直ちに移動等をします。

第3章災害応急対策計画【第11節 避難活動②】

◆避難指示等の発令

計画内記載ページ 風-48

市は、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、国や県などからの災害情報、気象情報、水位情報等に基づいて、区域を指定して「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」の3段階の避難情報を発令します。

種類	内容
高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示 【警戒レベル4】	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保 【警戒レベル5】	避難所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

また、危険を防止する必要がある場合は「警戒区域」を設定し、立入の制限や退去を命ずることがあります。

◆避難誘導

計画内記載ページ 震-136

自主防災組織、住民自治協議会等は住民の避難誘導を行います。市、警察、消防等は、誘導に協力します。

第3章災害応急対策計画【第11節 避難活動③】

◆避難所の開設

計画内記載ページ 震ー137、風ー51

市が避難指示等を発令したときは、「長野市避難所開設マニュアル【風水害編】」に基づき、市職員(避難所開設チーム)を派遣して施設管理者と協力して避難所を開設します。

また、避難指示等の発令前に、指定避難所に住民等が避難してきたことを把握した場合は、施設を開錠し住民等を受入れます。

◆避難所の運営

計画内記載ページ 震ー138

避難所の運営は、「長野市避難所運営マニュアル【風水害編】」に基づき、避難所責任者のもと、避難所運営委員会を設置して運営に当たります。

必要に応じて避難所運営に専門性を有したボランティアなどの外部支援者等へ避難所運営の協力を要請します。

また、避難所生活の長期化に伴い、次の対策を行います。

- プライバシー、男女のニーズ等への配慮
- 健康・衛生管理(新型コロナウイルス等感染症対策を含む)
- 防犯対策
- 報道対応
- 暴力、DV等発生防止対策
- 入浴対策
- 二次避難(避難者のリフレッシュ)

■ペットの避難

多くの被災者が集まるため、ペットは原則として避難所の建物内で飼育はできません。また、餌や飲料水も飼育者の自己管理とします。人間と同様に、ペットフード、飲料水、ケージなどの家庭内備蓄も必要です。

第3章災害応急対策計画【第11節 避難活動④】

◆避難所以外の被災者等の把握・支援

計画内記載ページ 震-140

市は、親戚・知人宅、車中泊等の避難所以外の被災者を把握するために、市への届け出の呼び掛け、被害調査等の際に避難先、住まいの状況を把握します。

自主避難所の開設状況は、住民等から市(支所等)に報告することを基本とします。

また、食料等必要な物資の提供、保健師等による巡回、健康相談等の保健医療サービスの提供等、避難所と同等の生活支援に努めます。

◆通行止めによる帰宅困難者対策

計画内記載ページ 震-141

市は、信州新町(国道19号)において雨量等の基準による道路通行止めにより、帰宅困難となったドライバー等のため、一時的に公共施設を一時滞在施設として開設し、被害状況、帰宅情報の提供等、必要な支援を行います。

第3章災害応急対策計画【第12節 孤立地域の対策】

◆救助・救出対策

計画内記載ページ 震-145

中山間地域などで、孤立地域が発生した場合、市は、孤立状況、被害概況等を支所や地域の区長等を通じて、確認、把握に努めます。
その上で、孤立地域への支援のため、ヘリコプターや自衛隊等の出動が必要な場合には、県を通じて要請します。

また、救助・救出にあたっては、傷病者を優先に、住民、観光客等を救出します。加えて、救出要員や資機材、食料・物資などを搬送し、道路が復旧するまでの生活を支援します。

◆通信手段の確保

計画内記載ページ 震-43

市は、災害予防計画として、孤立可能性地域における、通信手段の確保を図ります。

■通信手段の確保計画

- 消防団携帯型消防デジタル無線との連携
- 災害時の孤立可能性集落における通信手段の確保
- アマチュア無線愛好家との連携
- その他、あらゆる通信手段の活用について調査研究

第3章災害応急対策計画【第13～15節 被災者への生活支援】²¹

◆食料・物資の供給

計画内記載ページ 震-147

災害発生直後は、食料や物資の調達が困難なため、十分な量が避難者に行き渡らないことが予想されます。そのため、普段から家庭内で最低3日分の食糧の備蓄が必要です。

市では、協定等に基づいて、主食(にぎり飯、弁当、パン等)、副食品、粉ミルク等の供給や自衛隊の炊き出しを要請します。

避難所での配布は、避難所責任者が避難者やボランティアなどの協力を得て行うほか、自主的に炊き出し実施の意向がある場合は、可能な限り資機材や食材の支援を行います。

◆飲料水の供給

計画内記載ページ 震-149

市は、災害発生直後については医療機関、救護所、避難所を優先して給水し、その後は、避難所や断水地区の公共施設に給水所を設置します。併せて、給水車等で運搬した飲料水を、被災者が用意したポリタンクなどに給水します。

◆救援物資

計画内記載ページ 震-152

市は、ビッグハット、エムウェーブ、ホワイトリンクの3箇所に物資配送センターと、7箇所のサブセンターを設置し、救援物資の受け入れ、仕分け、保管を行います。大量の物資を受け入れる必要がある場合は、物流事業者との協定に基づき、物流事業者の施設・ノウハウを活用します。

救援物資については、個人からの物資及び中古品は対象外とし、自治体、企業・団体等からのまとめた量の物資は登録制とする等、受入れ方針を定めて周知します。

第3章災害応急対策計画【第29節 建築物の災害対策等】

◆被災建築物の応急危険度判定

計画内記載ページ 震-176

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。

このような二次災害を防ぐために、市は、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。判定は、目視により行い、建物入口付近にステッカーで表示します。

◆被災宅地の危険度判定

計画内記載ページ 震-177

斜面の造成地では、地震や大雨によって地盤に亀裂などが生じ、家屋などが倒壊するおそれがあります。

このような二次災害を防ぐために、市は、宅地の危険度判定も実施します。判定結果はステッカーで表示します。

◆応急仮設住宅

計画内記載ページ 震-142

市は、大規模な災害が発生したとき、賃貸型応急住宅又は建設型応急住宅を提供します。

建設型応急住宅は、ライフラインや交通の利便性等を考慮して設置します。

また、入居に際しては、被災者の状況、地域的な結びつき、要配慮者の支援などを考慮し、これまでのコミュニティが可能な限り維持されるように配慮します。

◆災害廃棄物対策

計画内記載ページ 震-158

市は、「長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示した災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物を処理します。

第3章災害応急対策計画【第37節 ボランティア活動】

計画内記載ページ 震-190

◆ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等

市内の広域に亘る災害が発生した場合は、市社会福祉協議会と連携してボランティアニーズの把握を行う。市は、市社会福祉協議会を通じてボランティアの募集を行うとともに、必要に応じてボランティア団体に協力を要請します。

局所的な災害が発生し、地域による復旧・支援活動が困難で、被災地域においてボランティアニーズがある場合は、本部班が相談を受け、市が市社会福祉協議会と連携して地域における支援活動等を調整します。

◆ボランティアセンターの設置

市は、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの設置場所を決定します。

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、ボランティア団体等と協力して災害ボランティアセンターを設置し、センター長を置き運営します。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、関係機関及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等）の活動支援や活動調整を行う組織との連絡調整などを行います。

第3章災害応急対策計画 【第40節 観光地の対策】

◆観光客等の安全確保

計画内記載ページ 震-195

災害発生時において、市は、観光事業者、鉄道事業者、観光案内所等とともに、外国人旅行者を含めた観光客等の避難誘導を行い、観光客の安全を確保します。

また、外国人観光客に対しては、通訳ボランティアを避難所等へ派遣し、情報提供や要望の把握を行います。

◆観光地の住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

計画内記載ページ 震-195

観光地における住民、自主防災組織及び観光事業者は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに消防活動や救護活動に協力をお願いします。

◆帰宅困難観光客を含む帰宅困難者等への措置

計画内記載ページ 震-141

市は、交通機関の停止により帰宅困難者となった観光客、通勤・通学者等に、一時的に市有施設の開放を行うとともに、観光施設及び長野駅周辺の宿泊施設等に対して、協力を要請します。

◆被災した観光地の復興

計画内記載ページ 震-216

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止のため、国、県と連携して、復旧状況の周知、プロモーション活動等の総合的な支援を行います。

第4章 災害復旧計画

◆災害復旧・復興

計画内記載ページ 震-203

市は、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行うこと に留意します。また、復興に当たっては、災害復興本部を設置し、復興計画の策定や復興事業の 推進を図ります。

◆計画的な復興

計画内記載ページ 震-206

市は、被災地の再建に当たり、被害の再発防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくり は現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」の理念のもとに、まちのあるべき姿を明確 にして、住民の理解を得ながら、防災まちづくりを実施します。

◆被災者等の生活再建支援

計画内記載ページ 震-209

被災者の生活再建支援について、法令等に基づき、次のような支援を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| ○災害弔慰金の支給 | ○災害見舞金の支給 |
| ○被災者生活再建支援金の支給 | ○災害援護資金の貸付 |
| ○生活福祉資金の貸付 | ○義援金の配分 |
| ○職業のあっせん | ○災害公営住宅の建設 |
| ○税等の減免、徴収猶予 | ○公共料金の免除、減免 など |

その他、建物や設備の被災によって、営業の停止や業務の縮小などをせざるを得なくなった中 小企業や農林業者等に対し、経営基盤の再建ができるように、法令その他のによる支援を行います。

災害種別の対策(震災対策編)

◆南海トラフ地震臨時の運用

計画内記載ページ 震-217

本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていませんが、南海トラフで異常な現象が観測(先発地震)され、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、交通や経済の混乱等が発生するおそれがあります。このため、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、後発地震の発生に備えた警戒・避難活動を行います。

災害種別の対策(その他災害対策編①)

◆雪害対策

計画内記載ページ その他-3

市は、豪雪による被害を軽減するため、除雪対策、雪崩防止対策、孤立防止対策などを推進します。

また、要支援世帯の除雪については、特別豪雪地帯に指定されている戸隠地区及び鬼無里地区において、「長野市住宅除雪支援員派遣事業実施要綱」に基づく住宅除雪支援員を派遣するほか、住宅除雪支援員派遣対象とならない中山間地域の対象世帯については、「長野市 中山間地域雪下ろし補助金交付要綱」に基づく支援を行います。

災害種別の対策(その他災害対策編②)

◆原子力災害対策

本市は、原子力災害に対する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」には含まれませんが、近隣県にある原子力事業所で事故が発生した場合、環境放射線のモニタリング、除染、退避、避難、健康被害防止対策、飲食物の摂取制限等を行います。

◆火山災害対策

本市は、火碎流等の影響がありませんが、降灰による影響を考慮して、堆積した火山灰の除去や降雨による土砂対策を行います。

◆被災地支援対策

本市は、災害協定を締結している他市などで大規模な災害が発生した場合は、速やかに情報収集、応援の準備、先遣隊の派遣などを行います。

また、必要に応じて、長野市災害支援本部を設置し、救援物資の確保、義援金の受付、応援職員の派遣、避難者の受け入れ及び生活支援等を行います。

長野市水防計画

◆水防計画とは

水防計画は、指定水防管理団体である本市が、規定に基づき、作成しなければならない計画です。洪水などに際して必要な監視・警戒、消防機関の活動、通信・連絡、水防のための必要な器具・資材・設備の整備・運用などに関する計画で、洪水などによる被害を軽減することを目的としています。水防計画についても、地域防災計画に併せて、おおむね5年ごとに全体見直しを行っています。

■「水防管理団体」とは

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。また、水防管理団体のうち、都道府県知事により、水防上公共の安全に重大な関係のある団体として、指定を受けた団体を指定水防管理団体という。

◆水防計画の見直し

関係法令等の改正など経年変化を反映するため、関連箇所の見直しを行い、水防活動の団員安全配慮事項などを明記しました。